

## 「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」 について（概要）

### 1. 背景

我が国の海事産業の基盤強化を図るため、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 43 号。以下「海事産業強化法」という。）が令和 3 年 5 月 21 日に公布されたところ、海事産業強化法の施行のため、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）船員職業安定法施行令（平成 16 年政令第 369 号）の一部改正について

海事産業強化法第 8 条の規定による改正後の船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号。以下「法」という。）において、次の①及び②の事項が政令に委任されているところ、当該政令委任事項について以下のとおり規定することとする。

##### ①求人申込みの不受理の対象となる労働関係法令

求人者が違反し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた場合に当該求人者からの求人の申込みを受理しないことができる「労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの」について以下のとおり規定することとする。

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 4 条 等
- ・船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 67 条の 2 第 1 項 等
- ・法第 15 条第 3 項 等
- ・最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項 等
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 5 条 等
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 6 条第 1 項 等

##### ②無料の船員職業紹介事業の許可に係る欠格事由となる労働関係法令

無料の船員職業紹介事業を行おうとする者が違反し、罰金刑を科された後 5 年を経過しない場合に当該者に対して無料の船員職業紹介事業の許可が与えられないこととなる「労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの」について以下のとおり規定することとする。

- ・労働基準法第 117 条 等
- ・船員法第 129 条 等
- ・職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 63 条 等

- ・建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条等
- ・労働者派遣法（昭和60年法律第88号）第58条等
- ・港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条等
- ・中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条等
- ・育児・介護休業法第62条等
- ・林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条等
- ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第108条等

### ③その他所要の改正を行う

#### （2）海事産業強化法の施行に伴う経過措置

海事産業強化法第7条の規定により船員法が改正され、海上労働証書交付の要件の一部が改められたところ、改正前の要件に基づき現に交付されている海上労働証書については、海事産業強化法の施行後もその有効期間中に限り引き続き有効とするための経過措置を規定することとする。

### 3. スケジュール

閣議決定日：令和3年12月24日

公布日：令和4年1月4日

施行日：令和4年4月1日